

指定更新手続きに関する Q&A

1. 期限を過ぎての更新申請は、どうなりますか？
A. 無効となります。新規申請を行なってください。（登録番号は変更しません。）
2. 更新申請を行ったが、回答がないまま期限を過ぎた場合、無効になりますか？
A. なりません。
3. 主任技術者の研修を受講したことがありません。この場合申請できませんか？
A. 申請はできます。しかし、研修を受けるようにしてください。
4. 技能者の配置がありません。この場合申請できませんか？
A. 申請はできます。しかし、分水からメーター設置までの部分は技能者で行なう事になっていますので、技能者を配置してください。
5. 指定事業者の研修を受講したことがありません。この場合申請できませんか？
A. 申請はできます。しかし、研修を受けるようにしてください。
6. 手数料の振込みは出来ますか？
A. できません。金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、JA おきなわ、沖縄県労働金庫の各本店、支店及び出張所）または沖縄市上下水道局料金課窓口でお支払いください。
7. 技能者の資格は、土木施工管理技士では、駄目ですか？
A. 給水装置工事を適切に出来る資格者の確認のためでございますので、水道事業者等からの配管工資格、職業能力開発促進法に規定する配管技能士又は職業訓練校の配管科の課程修了者、給水工事技術振興財団実施配管技能検定合格者などになります。※ここでいう技能者とは、工事を施工する際に、適切に作業を行うことができる技能者のことであり、給水装置主任技術者の資格は該当しません。
8. 給水工事技術振興財団の実地研修を受けたいです。できれば沖縄県でできないですか？
A. 給水工事技術振興財団にお問い合わせください。沖縄市上下水道局としましても、県内開催を要望していきたいと考えております。
9. 指定を受けた日とは、指定証書の日付ですか。最初の登録日ですか？
A. 最初の登録日です。
10. 更新と同時に代表者や住所など変更の手続きも可能ですか？
A. 変更事項がある場合は、変更のあった日から30日以内に変更届を出さないといけません。直ちに変更届の提出を行なってください。更新審査につきましては、変更内容に基づき行なっていきます。
11. 更新審査にはどれくらい時間がかかりますか？
A. 更新申請時は、多数の申請がありますので、審査には時間を要することがありますので、申請期間内の早めの時期に申請を行なうようお願い致します。

12. 給水装置工事を行っている最中に、更新手続きを忘れて失効してしまいました。
この給水装置工事はどうなりますか？
- A. そのまま工事を進めてください。ただし、指定が失効していることについて、
施主等関係者、上下水道局に連絡し、早めに指定の手続きを行ってください。何
よりも失効しないように更新の手続きを行なっていただくようお願いしてくだ
さい。
13. 申請書を郵送したいです。
- A. 郵送でも受付いたしますが、書類の不備が無いようお願い致します。また、
有効期限間際の場合は、ご足労ですが、沖縄市上下水道局工務課窓口に来ていた
だきますようお願い致します。